

「右兵衛なるもの」の歌： 万葉集卷十六・三八三七番歌の解釈

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 倉住, 薫 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6176

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



「右兵衛なるもの」の歌

——万葉集卷十六・三八三七番歌の解釈——

倉 住 薫

はじめに

万葉集には、右兵衛が詠んだ歌が収載されている。以下は歌の訓読文である。⁽¹⁾ 括弧内には本文を掲げた。

ひさかたの 雨も降らぬか 蓮葉はちすばに(蓮荷尔) 溜たれる水の 玉たまに似たる見む (玉似有将見) (⑩三八三七番歌)

右の歌一首、伝へて云はく、右兵衛うひやうゑなるものあり 姓名未詳なり、歌作の芸わざに多能なり。(有右兵衛 姓名未詳、多能歌作之芸也)。ここに府家ふけに酒食しゆしを備へ設けて、府の官人等に饗宴きやうえんす。ここに饌食けんじは盛るに、皆蓮葉はつすば(荷葉)を用ちてす。諸人酒酣もろひと たけなほにして、歌儻駱駝かぶらくた駛す。乃ち兵衛すずに誘すめて云はく、「その蓮葉(荷葉)にか関かけて歌を作れ」といへれば、登時すなはち声こゑにこたへてこの歌を作る、といふ。

この三八三七番歌の歌自体の評価は総じて低く、鴻巣『全釈』が、

「右兵衛なるもの」の歌

左註にこの歌を詠んだ由縁が委しく記されてゐるが、さして面白い作でもない。宴席の食膳に用ゐられた荷葉を、池の中に生じてゐる様に詠みなしたのは、その場合に囚はれない機智とも言へようが、また窮餘の作とも言へば言へる。

と指摘するように、平凡な歌とされている。⁽²⁾

三八三七番歌が収載された卷十六には、「有由縁并雑歌」という「由縁」がある歌を集めた意の部立がある。⁽³⁾ 三八三七番歌の「由縁」については、その左注において、「歌作の芸」に秀でた「右兵衛なるもの」が「府家」での酒宴の際に一座の者に勧められ皿として用いられていた「蓮葉」（荷葉）に因み、歌を即座に作つたと記されている。卷十六に収められている以上、三八三七番歌は「由縁」として記された左注を踏まえ歌を解釈する必要がある。

しかし、この「右兵衛なるもの」は「多能歌作之芸也」と歌作の芸に秀でていたと記されており、歌と「由縁」とは乖離しているようにも見える。『集成』『釋注』は、歌の「蓮葉」は「美女」の連想をもち、「溜まれる水」とは「美女の目に溜まった涙」とし、歌の比喩に「歌作の芸」をみるが、左注として記された「由縁」はそうしたことを語つてはいない。三八三七番歌の左注は、作者の技量と歌が詠まれた状況を記すのみであり、「由縁」としては、作歌の状況と「歌作の芸」に秀でた「右兵衛なるもの」が詠んだことに関心があつたのであろう。

本論文では、作者である「右兵衛なるもの」が古代社会においてどのような存在であつたかを考察することで、三八三七番歌が「由縁」を持つ歌として卷十六に収載された意義を考えていきたい。

一 右兵衛の職能

三八三七番歌の作者である「右兵衛なるもの」は、右兵衛府に属する宮中の警護を行う武官のことである。律令制下には、中央の軍事組織としての機能を持つ、衛門府・左右衛士府・左右兵衛府からなる五衛府があり、古代史研究の立場からの論が多い⁽⁴⁾。本論では、古代史の研究成果を参照しながら、姓名未詳の右兵衛が歌を詠んだことを記した当該歌の左注の意味を考えてみたい。

「兵衛」の初出は、日本書紀に見える⁽⁵⁾。

日本書紀 用明元年五月条

夏五月に 穴穂部皇子、炊屋姫皇后を姁さむとして、自ら強ひて殯宮に入る。寵臣三輪君逆、乃ち兵衛を喚して、宮門を重瓌め、拒きて入れず。穴穂部皇子問ひて曰く、「何人か此に在る」といふ。兵衛答へて曰く、「三輪君逆在り」といふ。七門を開けと呼ふも、遂に聴し入れず。

穴穂部皇子が、炊屋姫皇后を犯そうと敏達天皇の殯宮に押し入ろうとした際に、三輪君逆が「兵衛」に命令し殯宮への侵入を防いだ場面である。この用明元年の記事では「兵衛」が殯宮の門を警護していることが確認できる。同様の場面は、敏達十四年八月条にあるが、三輪君逆が命令したのは「隼人」とあり職能が異なっている。『日本古典文学大系』が頭注で「兵衛は令制用語の借用」と指摘するように、日本書紀編纂時に用いられた呼称であり、用明朝に「兵衛」が存在したということではないのだろう。しかしながら、「兵衛」が宮中の護衛に関係するからこそ用明朝にさかのぼって用いられ

たと考えられる。日本書紀が編纂されたのは、「大化の新政とともに天皇を中心とする兵制の整備がいつそう進」んだ時期でもあり、律令制以前「舍人」「鞞負」「門号氏族」「来目部」「大伴連」「隼人」「物部」だったものが、大化の改新後の律令制下において五衛府（左右兵衛府・左右衛門府・衛士府）として再編成されたと考えられており、⁽⁶⁾用明紀の記述も当時の兵制の再編の在りようを示していると捉えられる。

兵衛府の編成・職務に関する規定は、「職員令」に記されている。⁽⁷⁾

職員令 左兵衛府条

左兵衛府 右兵衛府も此に准へよ。

督一人。 掌らむこと、兵衛を檢校し、閤門に分配せむこと、時を以て巡り檢むこと、車駕の出入に、前後分衛せむこと、及び左の兵衛の名帳、⁽⁸⁾門籍の事。 佐一人。 大尉一人。 少尉一人。 大志一人。 少志一人。 医師一人。 番長四人。 兵衛四百人。 使部卅人。 直丁二人。

兵衛府には左右があり、四等官の他、医師・番長・兵衛・使部・直丁からなる組織である。「閤門」(内裏の内門)に配置され、「車駕の出入」(天皇の行幸)に際し、天皇の前後の警護・また「門籍」(内裏への出入許可証)の管理を担う役人である。兵衛府には左右に各四百人の「兵衛」が属しており、万葉集三八三七番歌の作者「右兵衛なるもの」もまた、こうした官人の一人であった。

さらに、天皇の行幸に関する「兵衛」の職務は「宮衛令」に規定がある。

宮衛令 車駕出行条

凡そ車駕出行せむときは、兵衛衛士先づ按行せよ。道の辺の隠映の処に及びては、非常を檢察し、前後呵叱せよ。人の大きに言ひ、高きに登れるを觀ば、下りしめよ。若し幸す所有らば、皆先づ門巷を防禁して、留まるべからざる所の者を駈ひ斥けよ。

天皇の行幸時、「兵衛」は「衛士」とともに、行列に先んじて道を「按行」（視察あるいは行列の整理）し不審者を追い払い、天皇が留まる付近の家や街路を「檢察」し、付近にいる人を近づけない役割を担っているのである。

また、『令義解』には、「兵衛所守謂之閤門也」（宮閤門条）、「宿衛者兵衛及内舍人也」（宿衛近侍条）とあり、「兵衛」が内裏での宿直業務を担っていたことも分かる。「衛士」は、諸国から集められた兵士のうち宮城・京師の警護に上番する兵士を指し、「宮門」（中門）の警備にあたる。「兵衛」と「衛士」とは、同じく天皇の身辺警護を行うのであるが、「兵衛」は天皇のより近くで警護に当たっていたのである。

身辺警護を行う「兵衛」と天皇との繋がりを示す記事が日本書紀にある。

日本書紀 天武八年三月条

三月の辛巳の朔にして丙戌に、兵衛大分君稚見死せぬ。壬申の年の大役に当りて、先鋒として、瀬田の營を破れり。是の功に由りて外小錦上位を贈ふ。

日本書紀 朱鳥元年九月条

次に淨廣肆河内王、左右大舍人の事を誅たてまつる。次に直大參当摩真人国見、左右兵衛の事を誅たてまつ

古代の兵制は、大化の改新を経て天武朝に確立したとされるが、この二つの記事は天武八年と天武天皇が亡くなった朱鳥元年のものである。⁽⁸⁾ 天武八年は、「兵衛」である大分君稚見が亡くなった時その功績をもって位を与えられたことを記し、朱鳥元年は、天武天皇の殯宮にあたって「兵衛」が誄を奉ったことを記している。これらの記事は、「兵衛」がその功績によって評価され、殯宮にも参加し、朝廷によって重要な存在であることを示している。

また、「兵衛」の任用に関しては「軍防令」に二種類の規定がある。

軍防令 兵衛条

凡そ兵衛は、国司、郡司の子弟の、強く幹くして、弓馬に便ならむ者を簡びて、郡別に一人貢せよ。若し采女貢せむ郡は、兵衛貢する例に在らず。一国を三分にして、二分は兵衛、一分は采女。

軍防令 内六位条

凡そ内六位以下、八位以上の嫡子、年廿一以上にして、見に役任無くは、年毎に京国の官司、勘検して実を知れ。状を責ふて簡び試みよ。分ちて三等に為れ。儀容端正にして、書算に工ならば、上等と為よ。身材強幹にして、弓馬に便ならば、中等と為よ。身材劣く弱くして、文算識らずは、下等と為よ。十二月卅日以前に、上等下等をば式部に送りて、簡び試みよ。上等をば大舍人と為よ。下等をば使部と為よ。中等をば兵部に送りて、試練して兵衛と為よ。如し足らずは、通ひて庶子を取れ。

「兵衛条」の規定によると「兵衛」は、国司郡司の子弟のうち、強健で弓馬に長けている者から採用される。一国辺り兵衛二・采女一の割合で、郡ごとに貢進が行われていた。「内六位条」の規定では、内六位以上八位以下の嫡子、いない場合は庶子のうち、強健で弓馬に長けている者から採用されることとなっている。いずれにしても「兵衛」は、地方豪族の子弟と中央下級官人の子から任用が行われていたのである。

「兵衛」の禄は、「禄令 兵衛条」に「六月の内に、上へたる日夜各八十以上」と、八月～正月・二月～七月の各六カ月のうち各八十日以上（大宝令では百日以上）勤務した際に支給されるとある。有位には「純壹疋・錦壹屯・布式端・緞拾口」、無位には「純壹疋・錦壹屯・布式端・緞伍口」が与えられる。⁽⁹⁾

このように、令には「兵衛」に関してさまざまな規定が設けられているのだが、彼らはどのような存在と捉えられているのだろうか。こう問うのは、当時の社会での彼らの「評価」を明らかにすることが、三三七番歌の理解には欠かせないからである。そこで次に、「兵衛」の評価に関する規定を考察してみたい。

考課令 兵衛条

凡そ兵衛は、三等の考第立てよ。恭む勤謹み慎みて、宿衛法の如くにし、便に弓馬習へらば、上と為よ。番ひ上へむこと違はず、職掌失無し、弓馬を解れりと雖も、是れ灼然に非ざるは、中と為よ。番に違ひて上せず、数犯し失つこと有り、好みて私の假を請け、弓馬習はずは、下と為よ。

「考課令 兵衛条」には、毎年、勤務状況と弓馬の能力によって、上中下の「考第」が立てられるとの規定がある。のみならず、以下の「選叙令」のごとく八年ごとの評価の規定も設けられている。

選叙令 叙舎人史生条

凡そ舎人、史生、兵衛、伴部、使部、及び帳内、資人叙せむことは、並に八考を以て限と為よ。八考中ならば、一階進めよ。四考中、四考上ならば二階進めよ。八考上ならば、三階進めて叙せよ。

「兵衛」は「八考」つまり八年ごとに評価が行われ、八考中で一階、四考中・四考上で二階、八考上で三階の昇叙が規定されている。この八年ごとの考課については、「軍防令」にも規定がある。

軍防令 兵衛考満条

凡そ兵衛は、考満に至らむ毎に、兵部校練せよ。文武所能に随ひて、具に等級為りて官に申せ。時の務を理むるに堪へたらば、才を量りて処分せよ。其れ年六十以上ならば、皆兵衛免せ。即ち六十に満たずと雖も、若し尪しく弱く、長き病して、宿衛に堪へず、及び郡司に任すること有らば、本府状を録して、并せて身さへに兵部に送れ。檢覆するに実を知りなば、奏聞して放し出せ。

「考満」とは、叙位の年になることで、ここでは「兵衛」の「八考」（八年）のことを指す。つまり、「兵衛」は八年経つと「兵部」（兵部省）によって人事考課が行われ、「文武所能に随ひ」（文才・武才に応じて）等級を付けて「官」（太政官）に報告する。太政官は、政務を務めることができるならば、才能に応じて「兵衛」を文武の官に任命するのである。また、六十歳以上の者あるいは六十歳未満でも病弱で宿直に堪えられない者、また郡司に任命された者は、「兵衛」を免じられるとされる。

「兵衛」は、弓馬の技術に長けた地方豪族の子弟あるいは下級官人の子が採用され、人事考課の軸も弓馬の技術であつ

た。だが、「考満」にあたっては、武芸の技術とともに文才も規準となっていた。「兵衛」のこの「文武」の在りようが、万葉集の三八三七番歌の左注の状況と関わっているのではないだろうか。

二 「蓮葉」の宴

本章では、三八三七番歌の「由縁」である左注を「兵衛」に関する規定を踏まえて改めて考察してみたい。三八三七番歌は、左注の「伝へて云はく」の型式で「由縁」を記す。「歌作の芸に多能」な右兵衛府の者が参加した「府家」（右兵衛府の役所）での酒宴の状況が記されている。「酒酣」となり「歌舞」がひっきりなしに続く（¹¹駱駝）中で、「右兵衛なるもの」に「その蓮葉に関して歌を作れ」と勧め、即座にこの歌を作ったという由縁が記されている。この宴では、「饌食は盛るに、皆蓮葉を用ちてす」と、食べ物も盛るのにすべて「蓮葉」が使われており、「兵衛」にも「蓮葉」に「関けて」（¹²因んで）歌を詠むことが求められ、歌には「蓮葉に溜まれる水」が詠まれた。

三八三七番歌の作歌の題材とされたこの「蓮葉」だが、同じ巻十六には「蓮葉を詠む歌」がある。

はぢはば
蓮葉を詠む歌

蓮葉は かくこそあるもの 意吉麻呂が 家なるものは 芋の葉にあらし
(三八二六番歌)

この三八二六番歌は「長忌寸意吉麻呂が歌八首」の中の一首である。「蓮葉」とはこうであったのか、意吉麻呂の家にあるのは芋の葉であるらしい、と「蓮葉」と芋の葉とが似ていることから発想された歌である。三八三七番歌と同じく、皿として用いられた「蓮葉」を詠んだとも、あるいは、「蓮葉」の宴での歌とも考えられる。いずれにせよ「長忌寸意吉

麻呂が歌八首」は、それぞれ宴で詠んだ歌と考えられ、三八二六番歌も宴と「蓮葉」との関連をうかがわせる。

「蓮葉」を皿として用いることは、「延喜式」大炊寮・宴会雜給条に「五月五日青柏、七月廿五日荷葉、余節干柏」とある。⁽¹³⁾ 季節によって食器となる材料は異なり、「蓮葉」（「荷葉」）は、七月二十五日に用いられていた。

また、続日本紀に「癸酉、⁽¹⁴⁾始めて蓮葉の宴を設く」とあり、宝龜六年（七七五）の八月十二日に「蓮葉の宴」が初めて行われたことが記されている。⁽¹⁵⁾ 『新日本古典文学大系』は、この「蓮葉の宴」の記事を引き「この歌の府家の宴は私的な宴だったのであろう」と指摘しているが、蓮の季節は、朝廷や官人たちの間で「蓮葉の宴」が催され、食器として「蓮葉」が用いられていたことが推察される。

三八三七番歌も、蓮の季節に「府家」で催された「右兵衛府」の官人たちが参加する酒宴の様子である。使用時期が限られる「蓮葉」は、歌の題材として適切なものであったのだろう。当時の官人たちの興味を引く「蓮葉」に因み当意即妙に歌を詠んだのが、「歌作の芸に多能」な姓名未詳の「右兵衛なるもの」であったのである。

こうした宴での当意即妙な歌を評価する姿勢は、巻十六の第二部を特徴づけるものである。この姿勢は、例えば、三八三七番歌と作歌事情が共通する以下の歌にも端的に表れている。

ながのいみきおきまろ
長忌寸意吉麻呂が歌八首

さす鍋に 湯沸かせ子ども 櫛津の 檜橋より来む 狐に浴むさむ

(三八二四番歌)

右の一首、伝へて云はく、一時に衆集ひて宴飲す。ここに夜漏三更にして、狐の声聞こゆ。すなはち衆諸、奥麻呂に誘めて曰く、「この饌具、雑器、狐の声、河の橋等の物に關けてただ歌を作れ」といへれば、即ち声に應へてこの歌を作る。

この歌は「長忌寸意吉麻呂が歌八首」の一首目にあたる。大勢が集まった宴会で「夜漏三更」（夜中）に狐の声が聞こえた時に、一座の者たちが「饌具、雑器、狐の声、河の橋」に「関けて」（因んで）歌を詠むことを勧め、意吉麻呂が当意即妙に詠んだことが、「由縁」として語られている。意吉麻呂は、「さす鍋」（饌具）「樺津」（雑器）「檜橋」（河の橋）「来む」（狐の声）の四つの物をすべて詠み込み、さらには、「さあ狐に湯を浴びせよう」と「衆諸」（一座の者たち）である「子ども」を誘って、臨場感のある高い技巧の歌を詠んだのである。

三八二四番歌を詠んだ意吉麻呂の歌は、卷十六に八首（三八二四～三八三二）、その他の卷に六首（①五七、②一四三・一四四、③二三八・二六五、④一六七三）が収載されており、意吉麻呂が万葉時代に歌人として広く知られていたであろうことを推察させる。三八二四番歌では、万葉歌人である意吉麻呂の歌の「由縁」を詳細に記しており、宴で出された題をその場に即し場を活かして詠むということが、歌の評価の規範となっていたことを示すのだろう。

三八三七番歌も、宴での一座の者たちの勧めに応じて、皿として用いられた「蓮葉」を「右兵衛なるもの」が当意即妙に詠んだと左注に記されており、意吉麻呂の歌の「由縁」と共通する要素が多い。つまり、姓名未詳の「右兵衛なるもの」は、「府家」での宴において「歌作の芸」が評価に値する人物として、「由縁」が書かれているということになるのである。

三 歌の解釈

これまで、三八三七番歌の左注の意義について、古代における「兵衛」の規定を確認することで考えてきた。本章では、皿として用いられた「蓮葉」が詠まれた歌の解釈について検討していきたい。

三八三七番歌は、結句に本文と訓の異同がある。その異同のありようは、以下の通りである。

玉似将有見 タマニニムミム 類聚古集・西本願寺本・大矢本・京都大学本・広瀬本

タマニシモミム 古葉略類聚抄・広瀬本右訓

タマニニタルミム 紀州本・全註釈・私注・大系

タマニアラムミム 新訓・全書・総釈・窪田『評釈』

玉爾似将有見 タマニニムミム 尼崎本・神宮文庫本・細井本

タマニニラムミム 『代匠記』初稿本

タマニニタルミム 略解・井上『新考』・鴻巣『全釈』

玉爾似有将見 タマニニタルミム 古義・注釈

玉似有将見 タマニニタルミム 全集・講談社文庫・新編日本古典文学全集・釈注・全歌講義

玉似将看見 タマニニルミム 新日本古典文学大系・和歌文学大系

多くの諸本が本文を「玉似将有見」とし、訓読は「タマニニムミム」である。紀州本は「タマニニタルミム」と訓むが「玉似将有見」の語順のままでは適當ではない。そこで、『代匠記』精撰本書き込みは「将有」を入れかえ「似有将見」を本文とすることを提案している。¹⁶ この『代匠記』精撰本書き込みの本文は、以後多くの注釈書で採用されている。近年では、『新日本古典文学大系』が「看見」で「ミル」と訓む例が仏典や日葡辞書にあることから「有」を「看」の誤字とし、本文を「玉似将看見」に改め「タマニニルミム」と訓むことを提唱し、『和歌文学大系』もこれに従う。しかし、諸本は「有」で一致しており、「有」が「看」の誤字とは考えにくい。

また、新訓などの「タマニアラムミム」は「似」の文字を音仮名として捉えた訓である。「似」を音仮名とする例は、「妹似相武登」(④六六四)「浪越似所見」(⑦二一七五)「世染似裳」(⑪二七一七)「四美見似裳」(⑪二七四八)「中之似

兎草」(⑪二七六二)がある。卷十六で助詞の「に」は、「二」で記される三七三四番歌以外は、すべて「尔」で記されるか、訓み添えである。卷十六の用字に照らし合わせると、「似」が助詞「に」の音仮名として用いられたとは考えにくく、「似る」の意字として用いられたといえる。

以上の検討から本文は、『代匠記』が指摘したように「将宥」を入れかえ「玉似宥将見」とし、「タマニニタルミム」と訓むのが穏当であろう。

「右兵衛なるもの」は、眼前にある皿として用いられていた「蓮葉」から「蓮葉」に溜まる玉のように輝く水滴を想像し、その水滴をもたらず雨を求める歌を詠んでいる。ここで詠まれる「玉」とは真珠のことであり、「蓮葉」に溜まった水滴が真珠に似ていることから発想されたものである。「蓮葉」の水は、万葉集で以下の歌のように詠まれている。

み佩かしを 劍の池の 蓮葉に 溜まれる水の 行くへなみ 我がする時に 逢ふべしと 逢ひたる君を な寝ね
そと 母聞こそども 我が心 清隅の池の 池の底 我は忘れじ 直に逢ふまでに (⑬三二八九)

この歌では「み佩かしを 劍の池の 蓮葉に 溜まれる水の」までが「行くへなみ」を導く序となっている。「蓮葉」に溜まった水滴が、いつまでも留まっておらず流れ落ちてしまうものとして詠まれている。「蓮葉に溜まれる水」は、不安定さの象徴として詠まれ、三八三七番歌のように輝く「玉」とは結びついていない。

当該歌の「蓮葉」の水と玉との連想に漢籍の影響を説く『新日本古典文学大系』は、以下の例を挙げている。

初唐・李嶠「露」⁽¹⁷⁾

滴瀝明花苑。葳蕤泣竹叢。玉垂丹棘上。珠湛綠荷中。夜警千年。朝零七月風。願凝仙掌内、長奉未央宮。

晋・陸雲「芙蓉詩」・文選「別賦」李善注所引⁽¹⁸⁾

盈盈荷上露，灼灼如明珠

李嶠の「露」は、秋の美しい情景を風物によって描いているが、その中で緑色の「荷」(蓮)の上に溜まる水を「珠」と詠んでいる。陸雲「芙蓉詩」は、文選「別賦」^{すなは}「乃ち秋露は珠の如く、秋月は珪の如きに至りては、明月白露ありて、光陰往来す」⁽¹⁹⁾に関する李善の注である。秋の景として、真珠のような露・玉のような三日月が詠まれている。「秋露は珠の如く」に陸雲「芙蓉詩」が引かれているが、「荷」(蓮)の上の艶やかな露が透き通って明るく輝く玉に喩えられている。漢籍の例はともに、「蓮葉」に溜まる水滴を「珠」と喩え、三三七番歌の発想と重なる。「府家」の「蓮葉」の宴に集まった人々は、「右兵衛なるもの」の当意即妙な歌をこうした漢籍の趣向にもとづいたものと捉えたのかも知れない。また、「兵衛」の人事考課のあり方を踏まえると「右兵衛なるもの」が漢籍に造詣が深く三三七番歌を漢籍の知識に基づいて詠んだ可能性もあるだろう。

おわりに

左注によって歌の「由縁」を語る三三七番歌について、兵衛制度という視点から考察してきた。「兵衛」は、五衛府からなる兵団組織の中でも、天皇・皇族たちのごく側で身辺警護を行う存在であった。「兵衛」は、下級官人あるいは地方豪族の子弟から徴用され、八年毎に人事考課が行われた。その項目には「文武の所能」とあり、「兵衛」は武官でありながら、「文才」も評価の対象となっていたのである。

「府家」で行われた兵衛府の宴は、「蓮葉」を皿に用いる蓮の季節に開かれた。ひっきりなしに歌や舞が続く中、「右兵衛なるもの」は、一座の者たちの勧め通り「蓮葉に掛けて」当意即妙に歌を作った。眼前にある「蓮葉」の皿を、漢詩の趣向を用いて輝く玉のような水を湛えた艶やかな「蓮葉」を発想し、宴に涼をもたらす雨を望む歌を詠んだのである。姓名未詳の「右兵衛なるもの」は、以前から「歌作の芸」に秀でたものとして知られ、この宴でも周囲の期待に応える歌を詠んでいる。歌自体は平凡なものであっても、歌材を漢籍の知識をもとに即座に詠むことは、多能な「歌作の芸」であると考えられていたのであろう。そして、この「歌作の芸」は、「兵衛」としての評価を高めるものなのである。

三八三七番歌の左注が語る「由縁」は、歌の由来を語るものである。その左注に記された「歌作の芸」とは、当時の「兵衛」にとつての「文才」の重要性を語るものでもあった。

注

- (1) 万葉集の引用は『新編日本古典文学全集』による。
 - (2) 他の注釈書でも同様の指摘がある。増訂『全註釈』「歌は平凡で」、窪田『評釈』「歌としては普通な物であるが、これを詠んだ際の機智を愛されて傳へられた歌である」、「私注」「蓮葉の露を玉と見ようといふ平凡な内容で別に取柄もない歌であるが、場合が場合であるから、これでも喝采を博し、語り傳へられたのであらう」などである。
 - (3) 卷十六は、伊藤博説によると、以下の三部に分かれる。
第一部「三七八六〜三八一五」、第二部「三八一六〜三八五九」、第三部「三八六〇〜三八八九」（「由縁有る雑歌」『万葉集研究二、一九七三年四月』）。
- また中西進説では、第二部「三八一六〜三八五六」、第三部「三八五七〜三八九九」となっている（中西進「愚の世界」『万葉集論』六、一九九五年九月）。
- (4) 直木孝次郎『日本古代国家の構造』（青木書店、一九五八年十一月）『日本古代兵制史の研究』（吉川弘文館、一九六八年九月）、

- 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』（東京大学出版、一九八五年四月）。
- (5) 日本書紀の引用は『新編日本古典文学全集』による。
- (6) 直木孝次郎『日本古代兵制史の研究』（吉川弘文館、一九六八年九月）。
- (7) 律令の引用は『日本思想大系』による。
- (8) 直木注（6）論。
- (9) 「禄令 兵衛条」に、有位は大初位に無位は少初位に准じることが記されている。また、禄歛は、天平三年に有位八口・無位四口となった。
- (10) 「衛禁律 宿衛上番条」に「凡そ宿衛の人、上番すべきに到らず、及び假に因りて違へらば、一日笞廿。三日に一等加へよ。杖一百に過せらば、五日に一等加へよ。罪止徒二年。」という規定がある。
- (11) 「略驛」は、切れ目なく続くさま。李善注『文選』に「不絶貌」とあり、また「出雲国風土記」意宇郡に「男も女も老いたるも少きも、或は道路に駱駝り、或は海中を洲に沿ひ、日に集ひ市を成し、續粉ひて燕楽す」（『新編日本古典文学全集』より引用）とある。酒宴が盛り上がり、歌や舞がひっきりなしに続いている。
- (12) 「関」は、諸本「開」だが、陽明堂本に「關」とあるのに拠る。酒席で用いられている「蓮葉」に因んで歌を作れということ。
- (13) 延喜式の引用は『新訂増補国史大系』による。
- (14) 続日本紀の引用は『新日本古典文学大系』による。
- (15) ⑨一六七三番歌は、左注に類聚歌林の伝として意吉麻呂の作であることを載せている。
- (16) 『校本万葉集』「諸説」には、「玉爾似有将見」「タマニニランミン」を『代匠記』初稿本書き入れの説とあるが、管見では、『代匠記』精撰本の書き込みのことと思われる。なお、武田『全註釈』沢瀉「注釈」・全集・新編は『代匠記』初稿本書き入れとし、『釋注』は『代匠記』精撰本書き入れとする。
- (17) 『全唐詩』（中華所局、一九六〇年四月）による。
- (18) 『文選 附考異』（芸文印書館、一九九八年十月）による。
- (19) 『新釈漢文大系』による。